

第24回 福岡市屋外広告物審議会

審議事項

屋外広告物規格基準等の見直し(素案)
〔市民意見募集資料〕

I. 見直しの背景

- 1 屋外広告物の役割り**
- 2 これまでの取組み**
- 3 見直しの背景と課題**

II. 見直しの方向性

III. 屋外広告物規格基準等の見直し

- 1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し**
- 2 地域景観の魅力向上**
- 3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】**
- 4 役割り等の明確化**
- 5 現行規格の変更**

I 見直しの背景

1 屋外広告物の役割り

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつであり、人を呼び込んで街ににぎわいを創出し、生活に必要な情報を提供するなど、様々な社会活動において重要な役割を果たしています。一方、無秩序な氾濫により都市の景観や自然の風致を損なうことがあるため、市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じることができるように、周辺との調和に配慮する必要があります。

屋外広告物条例の目的

- 良好的な景観の形成
- 風致の維持
- 公衆に対する危害防止

屋外広告物の主な種別の事例



2 これまでの取組み

福岡市では、昭和47年に「福岡市屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めてきました。

平成24年には「福岡市景観計画」を定めるとともに、都市景観賞に屋外広告物部門を設け、優良な屋外広告物の普及などに取り組んできました。

また、業界団体でも保険制度の創設、「屋外広告士試験」の開始など、屋外広告物に関する知識や制度の普及啓発に努め、良好な景観の形成に取り組んでいます。

3 見直しの背景と課題

このような取り組みの一方で、建築物規模の大型化の傾向や、新たな広告媒体の台頭など、屋外広告物を取り巻く環境は著しく変容してきており、以下のような面で様々な課題が生じています。

- (1) 建物規模が大型化しているが、外壁面広告板の表示面積は建物規模にかかわらず一律の基準のため、建物と広告物のバランスを再考する必要性が生じている。
- (2) 信号機の背景にLEDビジョンがあることにより視認性が低下するなど新たな広告媒体に対応した基準がない。
- (3) 全市一律の規格基準となっているため、郊外の田園地域に商業地域にあるような大きな看板が設置されるなど、掲出規模が地域の特性に適応していない。
- (4) 広告物の落下による公衆への危害などに対応した広告物管理の責任が明確でない。
など

Ⅱ 見直しの方向性

福岡市は住みやすい都市として国際的にも評価されており、そのなかで景観に対する取り組みや屋外広告物が果たす役割は大変重要であり、これを十分に配慮したうえで安全・安心なまちづくり、より良い景観づくりに活かしていくことが求められています。これまでの取組みや課題等を踏まえ、『福岡の街を魅力的でより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするために』をめざし、下記の方向性のもと屋外広告物を設置する際の規格基準等を見直すこととします。

福岡の街を魅力的でより美しく、 安全・安心で快適に住みやすくするために

見直しの方向性及び概要		
周辺との調和と地域特性に応じた にぎわいの創出と	1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し	
	(1) 地域特性等に応じた地域区分の設定	許可する地域を、①都心部・空港地域、②商業・沿道系地域、③住居系地域、④自然・低層住居系地域 に区分する。
2 地域景観の魅力向上		(2) 地域区分に対応した規格基準の見直し 地区特性に対応した屋上・地上・壁面設置及び突出広告物の規格基準を見直す。
公衆に対する危害の防止	3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】	
	(1) 発光可変表示式広告物	幹線道路の交差点における表示、設置について交通安全上の配慮から一定の条件を付す。
	(2) 福岡高速道路における規制	道路交通安全の観点から、眩しさや注意散漫を誘発する広告物の掲出をコントロールする。
	(3) 電車又は自動車の外面を利用するもの	発光可変表示、蛍光、反射効果等は表示・設置しない。
	4 役割り等の明確化	
	(1) 市等の責務	市、広告主、屋外広告業者、市民等の責務を明らかにする。
	(2) 管理者要件	屋外広告物の管理者に、資格を有していることを求める。
	(3) 広告主等の氏名等の公表	違反広告主等が正当な理由なく是正しない場合は、氏名等を広く市民に公表する。
5 現行規格の変更		
	(1) 自家用であっても許可申請が必要な広告物	自家用であっても許可が必要な広告物について、現行規格を変更する。

III 屋外広告物規格基準等の見直し

1 地域特性等に応じた規格基準等の見直し

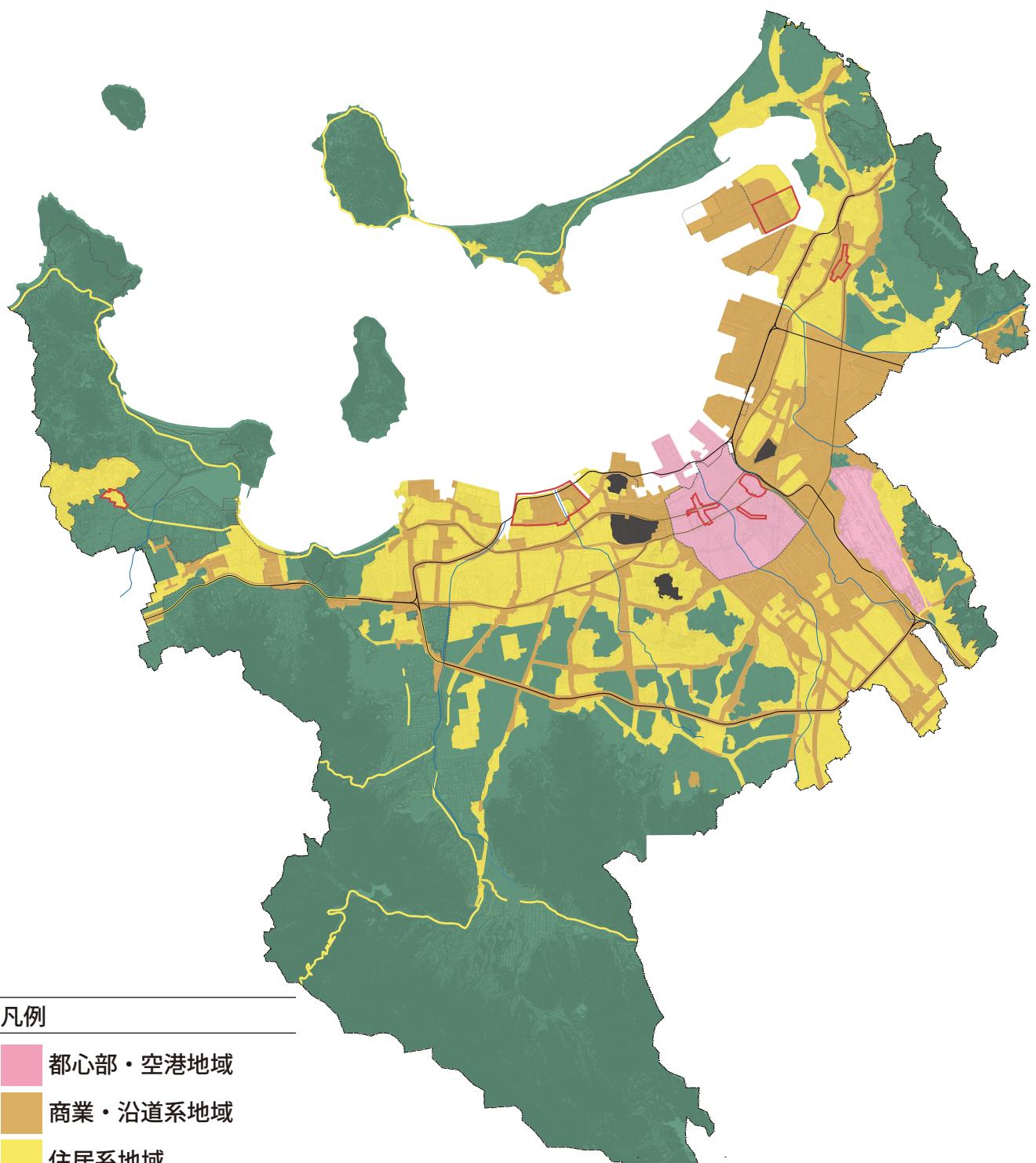
全市一律の規格基準について、都心部、商業、沿道、住居、自然等の地域特性や周辺環境との調和等に配慮して地域区分を設定し、その地域ごとに対応した規格基準に見直します。

(1) 地域特性等に応じた地域区分の設定

市全域同一の規格のあり方を見直すにあたり、屋外広告物の現況調査を行ったところ、掲出量の多い場所と少ない場所があることが分かりました。多い場所は商業系、沿道系の地域で、少ない場所は住宅系、自然系となっており、広告物の高さや面積の傾向も概ね合致しています。これらのことから、屋外広告物独自の地域区分を、都市計画区域の土地利用に沿って「商業・沿道系」「住居系」「自然・低層住居系」と設定し、地域特性に応じた広告物景観の誘導を図るものとします。また、福岡市基本計画において位置づけられた「都心部」は、都市計画マスターplanや景観計画において、福岡の顔となるまちづくり、賑わいを創出する景観誘導を推進する地域として位置づけられていることから、空の玄関口として多くの人が利用する福岡空港ターミナル周辺と併せて「都心部・空港地域」とし、それらの計画と調和した広告物景観づくりを推進することとします。

許可地域における地域区分の設定	
新規に地域区分を設定する地域	都心部・空港地域 ：交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域 【特性】交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するなど福岡を代表する景観 拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域 【対象地域】福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに 福岡空港及び福岡空港周辺
	商業・沿道系地域 ：にぎわいある景観づくりを進める地域 【特性】商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進める地域 【対象地域】第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域、大規模流通業務施設指定区域（※） ※市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた区域。
	住居系地域 ：良好な環境で市民の生活が営まれる地域 【特性】市民の生活が営まれる地域 【対象地域】第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、沿道サービス施設指定路線（※） ※市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して 市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のため の施設等の開発・建築許可を受けた場合に適用。
	自然・低層住居系地域 ：自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域 【特性】閑静な住宅街や自然豊かな景観が広がる地域 【対象地域】第一種低層住居専用地域、市街化調整区域（空港を除く） 小呂、玄海地区
現行地区	都市景観形成地区 ：「福岡市景観計画」に基づき景観形成を重点的に図る地区 シーサイドももち地区、御供所地区、元岡地区、天神（明治通り・渡辺通り）地区、 香椎副都心（千早）地区、アイランドシティ香椎照葉地区、はかた駅前通り地区

改正 屋外広告物地域区分



凡例

- 都心部・空港地域
- 商業・沿道系地域
- 住居系地域
- 自然・低層住居系地域
- 都市景観形成地区
- 禁止地域
- 福岡高速道路沿道

(2) 地域区分に対応した規格基準の設定

新たに設定した、「都心部・空港地域」「商業・沿道系地域」「住居系地域」「自然・低層住居系地域」の地域区分について、「都心部・空港地域」にはほぼ現行の規格基準を適用し、「自然・低層住居系地域」に向けて各地域の特性を踏まえながら段階的に規格基準を強化する方向で見直します。

① 都心部・空港地域 交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

【景観誘導の考え方】

現行の規格基準を基本としつつ、建物大型化への対応を図るとともに、歩行者の安全性の向上を図ります(歩行者の安全性の向上については全地域共通)。

【基準設定の考え方】

○屋上設置広告物は、現行の規格基準と同じとします。

○地上設置広告物は、現行の規格基準と同じとします。

○壁面設置広告物は、建物規模が大型化しているが、外壁面広告板の表示面積は建物規模に関わらず一律の基準のため、複数の建物を建て替えて大規模な複合施設を建築した場合にも、それまでの建物名称などの広告物が掲出できるようにし、機能更新の阻害とならないよう、大規模な壁面に広告物を表示、設置する際の面積を緩和します。

広告板を含むすべての広告物の規定は、現行の規格基準と同じとします。

○突出広告物は、落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。出幅は、現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。高さ10m程度のものまで掲出できるよう、面積は20m²までに設定します。 ※w 1 × h 10 × 2面=20m²

規格基準等改正前後対照表

広告物の種別		現行規格基準		改正規格基準	
屋上設置広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下		建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下	
	総面積	制限なし		制限なし	
地上設置広告物	高さ	地上 10m 以下	地上 30m 以下	地上 10m 以下	地上 30m 以下
	面積(1個当たり)	50 m ² 以内	制限なし	50 m ² 以内	制限なし
壁面設置広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下		壁面面積の 1/3 以下	
	1面当りの 広告板面積	壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内		①壁面面積 1,000 m ² 未満： 壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内 ②壁面面積 1,000 m ² 以上： 壁面面積の 1/20 以下	
突出広告物	出幅	道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)		建物壁面より 1.5m 以内かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)	
	路面から下端 までの高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)		4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	
	面積(1個当たり)	制限なし		民地内：2.5m 以上 20 m ² 以内	
広告物は可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。					

各地域共通事項は 13 ページを参照

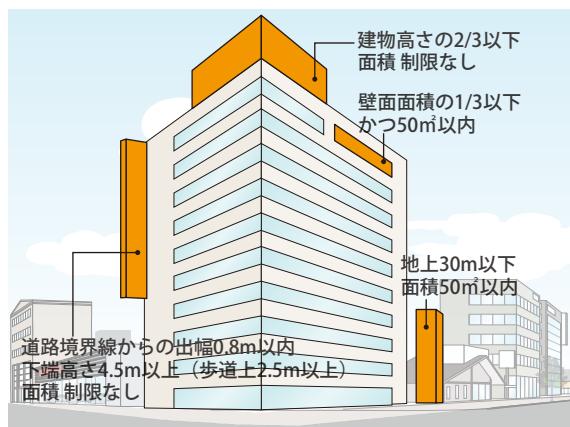
<凡例>

赤文字：現行基準を緩和

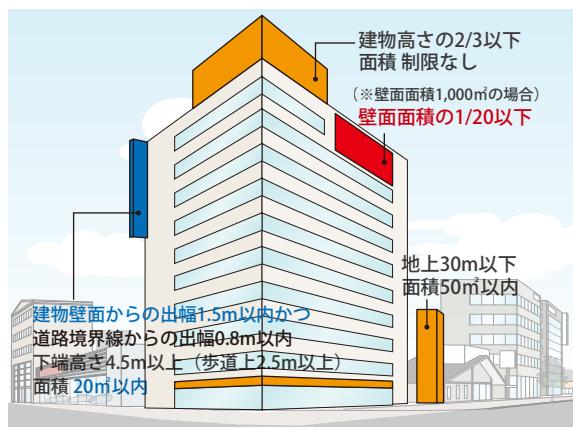
青文字：現行基準を強化

規格基準見直しイメージ

【現行】



【見直し後】



② 商業・沿道系地域 賑わいある景観づくりを進める地域

【景観誘導の考え方】

現行の規格基準を基本としつつ、沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、建物大型化への対応を図ることとあわせ、屋上や地上設置広告物について面積基準等を定めます。

【基準設定の考え方】

○屋上設置広告物は、沿道サービス施設と住宅が混在していることから面積基準を設けます。面積については、地上設置の広告板の規格を準用し、 50m^2 以内とします。

○地上設置広告物の高さは、現況において20m程度までのものが多く、秩序ある広告物景観のため20mを超える広告物の設置を制限します。面積は現行の広告板の規格と同じとします。

○壁面設置広告物は、建物規模が大型化しているが、外壁面広告板の表示面積は建物規模に関わらず一律の基準のため、複数の建物を建て替えて大規模な複合施設を建築した場合にも、それまでの建物名称などの広告物が掲出できるようにし、機能更新の阻害とならないよう、大規模な壁面に広告物を表示、設置する際の面積を緩和します。

広告板を含むすべての広告物の規定は、現行の規格基準と同じとします。

○突出広告物は、落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。出幅は、現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。高さ10m程度のものまで掲出できるよう、面積は 20m^2 までに設定します。 ※ $w 1 \times h 10 \times 2 \text{面} = 20\text{m}^2$

規格基準等改正前後対照表

広告物の種別		現行規格基準	改正規格基準
屋上設置広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下
	総面積	制限なし	50 m ² 以内
地上設置広告物	高さ	地上 10m 以下 地上 30m 以下	地上 20m 以下
	面積(1個当たり)	50 m ² 以内 制限なし	50 m ² 以内
壁面設置広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下	壁面面積の 1/3 以下
	1面当りの 廣告板面積	壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内	①壁面面積 1,000 m ² 未満： 壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内 ②壁面面積 1,000 m ² 以上： 壁面面積の 1/20 以下
突出広告物	出幅	道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)	建物壁面より 1.5m 以内かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)
	路面から下端 までの高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
	面積(1個当たり)	制限なし	民地内：2.5m 以上 20 m ² 以内

<凡例>

赤文字：現行基準を緩和
青文字：現行基準を強化

規格基準見直しイメージ

【現行】



【見直し後】



③ 住居系地域 良好な環境で市民の生活が営まれる地域

【景観誘導の考え方】

住宅地が大半を占める中、スーパーや沿道サービス施設が立地する特性を踏まえ、屋上、地上、壁面の面積基準等を定めます。

【基準設定の考え方】

- 住宅地であるが、スーパーなど低層の商業施設も見られることから一定の広告物が必要であるため、屋上設置広告物の高さは、建物高さの1／2とします。面積については、地上設置広告物の大きさまでとします。
- 住宅地であるが、スーパーなどの生活利便施設、ガソリンスタンドや飲食店などの立地が可能なため、これらの施設の広告物が掲出できるよう、地上設置広告物は高さ10m以下、面積20m²以内とします。
- 住宅地であるが、スーパーなどの生活利便施設、ガソリンスタンドや飲食店などの立地が可能なため、壁面設置広告物は、地上設置広告物の基準を準用し、20m²以内とします。広告板を含むすべての広告物の規定は、現行の規格基準と同じとします。
- 突出広告物は、落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。出幅は、現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。面積は、高さ5m程度のものまで掲出できるよう、10m²までに設定します。※w 1 × h 5 × 2面 = 10 m²

規格基準等改正前後対照表

広告物の種別		現行規格基準	改正規格基準
屋上設置広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下	建物高さの 1/2 以下 地上から 51m 以下
	総面積	制限なし	20 m²以内
地上設置広告物	高さ	地上 10m 以下 地上 30m 以下	地上 10m 以下
	面積(1個当たり)	50 m ² 以内 制限なし	20 m²以内
壁面設置広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下	壁面面積の 1/3 以下
	1面当りの 広告板面積	壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内	壁面面積の 1/3 以下かつ 20 m²以内
突出広告物	出幅	道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)	建物壁面より 1.5m 以内 かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)
	路面から 下端までの 高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
	面積(1個当たり)	制限なし	民地内 : 2.5m 以上
			10 m²以内

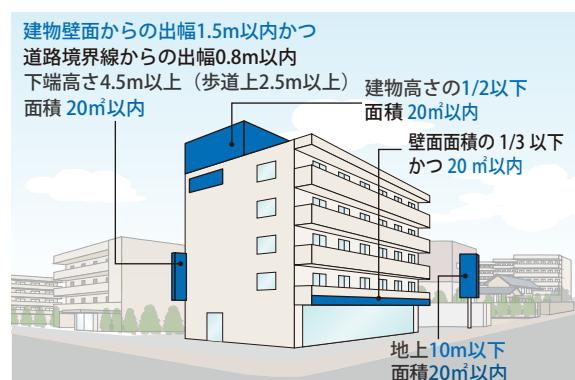
<凡例>
青文字：現行基準を強化

規格基準見直しイメージ

【現行】



【見直し後】



④ 自然・低層住居系地域 自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域

【景観誘導の考え方】

閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない基準を設定します。

【基準設定の考え方】

- 地域において、大半が戸建住宅地である中で小規模店舗などが立地する特性を踏まえ、屋上設置広告物の基準を新たに設定します。平屋でも掲出が可能であるため、広告物が1m程度は掲出できるよう、高さは建物高さの1／3以下とします。面積は、地上設置広告物を準用し10m²以内に設定します。
- 地上設置広告物の高さについては、景観形成地区における戸建住宅地区の基準の考え方を参考に、地上から6m以下とします。面積についても同様に、1個あたり10m²以内に設定します。
- 壁面設置広告物は、地上設置広告物の基準を準用し、広告板の面積は10m²以内に設定します。広告板を含むすべての広告物の規定は、現行の規格基準と同じとします。
- 突出広告物は、落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。出幅は、現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。面積は、2階程度の建築部分にまで掲示できるものに限定し、10m²までとします。

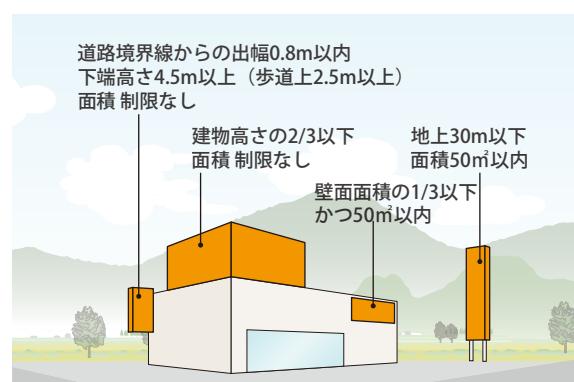
規格基準等改正前後対照表

広告物の種別		現行規格基準	改正規格基準
屋上設置広告物	高さ	建物高さの 2/3 以下 地上から 51m 以下	建物高さの 1/3 以下 地上から 51m 以下
	総面積	制限なし	10 m²以内
地上設置広告物	高さ	地上 10m 以下 地上 30m 以下	地上 6m 以下
	面積(1個当たり)	50 m ² 以内 制限なし	10 m²以内
壁面設置広告物	1面当りの面積	壁面面積の 1/3 以下	壁面面積の 1/3 以下
	1面当りの 広告板面積	壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m ² 以内	壁面面積の 1/3 以下かつ 10 m²以内
突出広告物	出幅	道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)	建物壁面より 1.5m 以内 かつ 道路境界線より 0.8m 以内 (歩道上は 1m 以内)
	路面から下端 までの高さ	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
	総面積	制限なし	民地内 : 2.5m 以上 10 m²以内

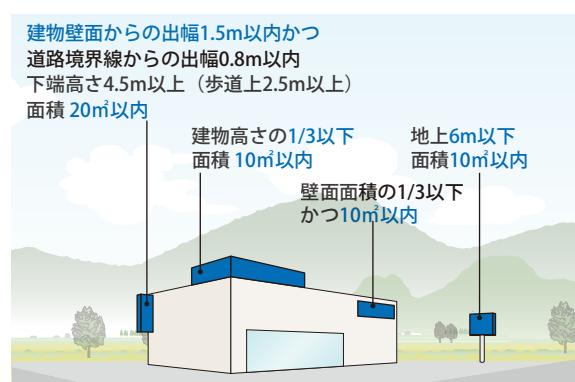
<凡例>
青文字 : 現行基準を強化

規格基準見直しイメージ

【現行】



【見直し後】



各地域共通の規格基準

次の事項は、共通の規格基準とします。

○広告物(地上設置広告物、突出広告物)の下が通行可能な場合には、広告物の下端の高さは、路面又は地盤面から2.5m以上とする。

○屋外広告物を表示、設置する際には、視覚障がい者誘導用床材(いわゆる点字ブロック)との離隔を十分確保し、視覚障がい者が安全に通行することができるよう配慮する。

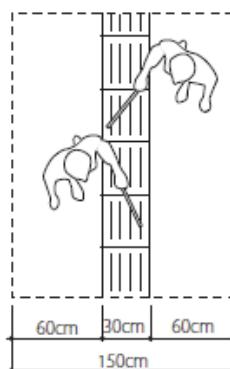
視覚障がい者が白杖を使用し点字ブロックに沿って通行する場合は、通常60cm以上のスペースが必要とされています。

4. 視覚障がい者の動作寸法

●白杖使用者



白杖使用者の
動作寸法



視覚障がい者誘導用ブロック等を使用
する白杖使用者が通過できる寸法

出典：福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアルより
「基準となる幅や広さ等の基本的な考え方」

2 地域景観の魅力向上

特定（緩和・強化）地区を定める規定の追加

今後のまちづくりの進捗や市民の機運の高まりに合わせ、屋外広告物に関するルール等を緩和あるいは強化する地区を定めることができるよう、条例等にあらかじめ規定を定めます。

■広告物活用地区（仮称）

繁華街や人々を誘導して賑やかさを演出する場合においては、活発な経済活動を反映して様々な広告物が表示・設置され、その地区の活力の象徴となっている場合がある。

このような場合においては、その地区や街並みの魅力・活力を維持・向上させる役割を果たす広告物について、市が地区を限定して一定の規制緩和を行うことができるよう定めるもので、今後のまちづくりの計画や地域振興・活性化と連携した適用が考えられる。

■景観保全型広告整備地区（仮称）

歴史的・伝統的な街並みや観光地等特に良好な景観の形成を積極的に推進していく必要性の高い地区について、良好な広告物又は掲出物件の新設・改修等を図ることが特に必要な区域として指定することができるよう定めるもの。

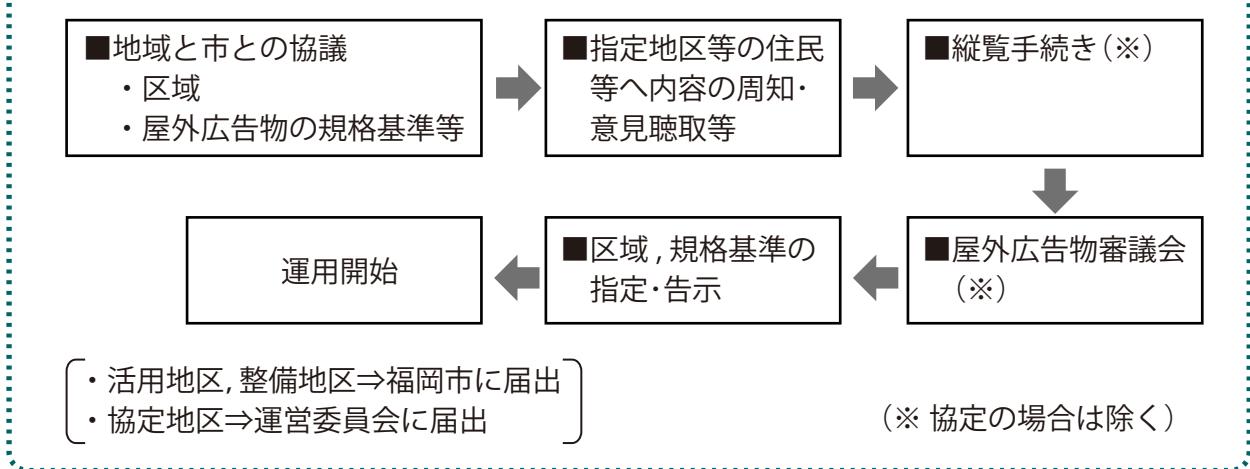
具体的には、まず、市が地区を指定しようとするときに広告物の表示等に関する基本構想及び表示の方法に関する事項を内容とする基本方針を定める。そして、広告物の表示・設置者は、この基本方針に適合するよう努めなければならない。福岡市景観計画と連携しながら良質な広告物景観への誘導策としての活用が考えられる。

■広告物協定地区（仮称）

良好な景観の形成や風致の維持を図るためにあって、地域住民等による自主的なルールとして屋外広告物の表示、設置について、位置や形状、面積、色彩等を定め、これを市が認定することにより公的な位置づけを与えることができるよう定めるもの。

これは、一団の土地又は道路等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等が一定の区域を定め、その区域における広告物に関する協定を締結して、市の認可を受けるもので、地域住民の自主的なルールによりコントロールする制度である。

手続きフロー（案）



3 交通安全への配慮【新たな広告媒体への対応】

(1) 発光可変表示式広告物

【現状】

広告物の表示面が発光して可変する広告物は、とくに沿道に設置される場合、眩しさから信号機や道路標識類の視認性が損なわれたり、運転者の注意散漫を招くなど、交通安全上の支障となることが懸念されます。

【課題】

現行の条例には対応する規格基準がありません。

【見直しの方向性】

上記のような懸案に対応すべく、設置する地域や場所、表示面積に制限を設けます。

発光可変表示式広告物： 発光可変表示式広告物は、動画表現や切替等の映像表現を伴う媒体(ビジョン等)をいい、ネオン看板や内／外照式広告物のように照明付きであっても表示が切り替わらないものは、発光可変表示式広告物とはみなさない。

改正 規格基準

発光可変表示式広告物

■地域特性への配慮：

「都心部・空港地域」や「商業・沿道系地域」では、にぎわい創出を損なわないよう交差点付近を除いて設置可とし、「住居系地域」及び「自然・低層住居系地域」では良好な自然環境や住環境の保全に務めるべく設置禁止とする。

都心部・空港地域	商業・沿道系地域	住居系地域	自然・低層住居系地域
			

設置可

※ただし交差点部は設置条件あり(次頁参照)

設置不可

改正 規格基準

発光可変表示式広告物

都心部・空港地域

沿道・商業系地域

のみ

■性能・表現に関する基準：

- 輝度(※)は周辺環境に配慮したものにすること
- 点滅速度などは緩やかにすること

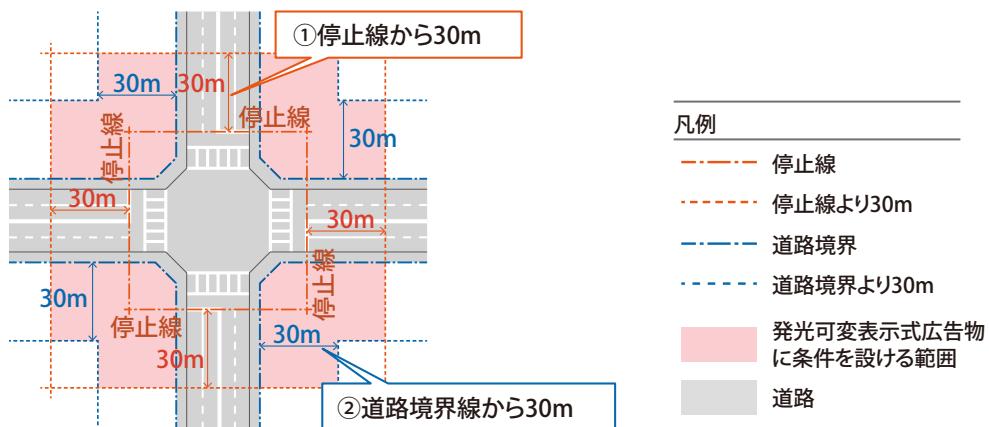
※表示(画面)の輝度については、内容が変化すること、設置される周辺の環境に影響を受けることなどから、定量的規制は困難。

■道路交通安全への配慮：

交差点部では、屋上設置、地上設置、壁面設置のいずれの形式も設置条件を設ける。

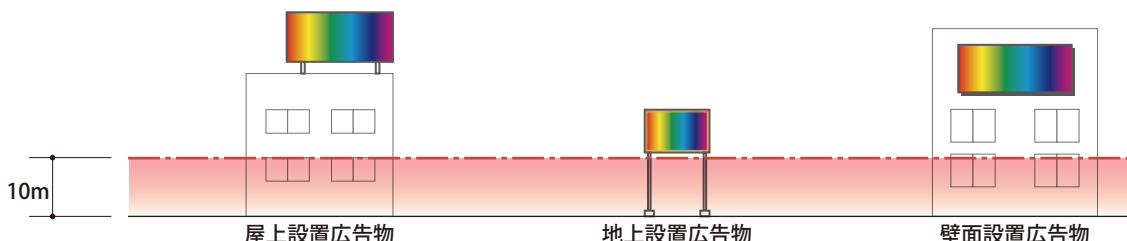
<条件を設ける交差点の範囲>

2以上の道路(片側2車線以上で合計4車線以上のものに限る)が交わる交差点のうち、信号機を有するもので、下図に示す範囲は発光可変表示式広告物の高さや面積に条件を設ける。



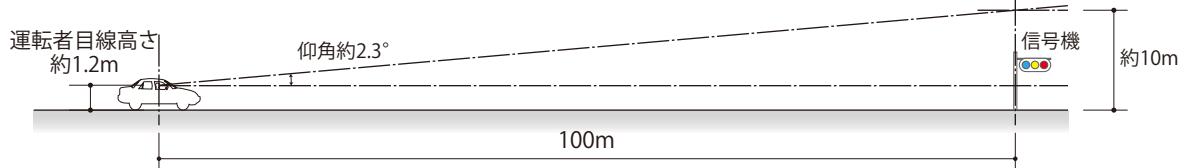
<交差点部における高さ>

表示の下端高さは信号機の高さを下回らないよう地上10m以上とする。



信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるような広告物又は掲出物件を表示、設置してはならない(条例 第8条より)

※参考：交差点手前における運転者の目線



(2) 福岡高速道路等における規制

【現状】

ドライバーの眩しさや注意散漫を誘発するような屋外広告物は、高速で走行する路線では一瞬の油断が重大な事故につながる恐れがあります。

【課題】

現行条例では、九州自動車道とその両側 500m を「禁止地域」としていますが、福岡高速道路や西九州自動車道については規制していません。

【見直しの方向性】

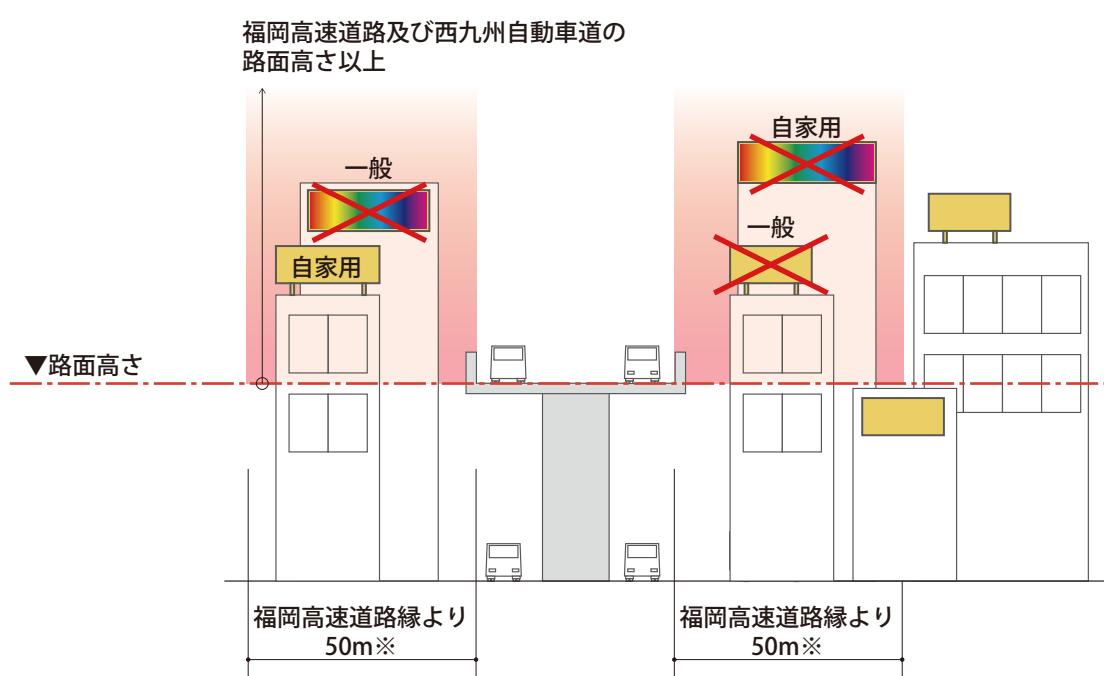
設置禁止範囲を定め、一般広告物(第三者広告物)及び発光可変表示式広告物を設置禁止とします。

※本規制は、福岡高速道路及び西九州自動車道沿道のうち、本線区間のみが対象(ランプ出入口付近及びスロープ等の減速区間は対象外)。

改正 規格基準

福岡高速道路沿道で広告物の設置を禁止する範囲

■一般広告物(自家用広告物以外の第三者広告物)及び発光可変表示式広告物は、福岡高速道路及び西九州自動車道から眺望できないものを除き、各道路縁より両側 50m かつ路面高さ以上の範囲への設置を禁止する。



(3) 電車又は自動車の外面を利用するもの

【現状、課題】

発光可変表示装置、蛍光、反射効果等を表示してはいけない規定が、定期路線バスのみの適用となっています。

【見直しの方向性】

発光可変表示装置、蛍光、反射効果等は、すべての電車又は自動車に表示できないよう現行規定を見直します。

改正 規格基準

電車又は自動車の外面を利用するもの

- すべての電車又は自動車について、発光可変表示装置、蛍光、反射効果等を用いた表示を禁止する。

4 役割り等の明確化

(1) 市等の責務

屋外広告物が条例に適合して表示、設置され、かつ適正に管理が行われるよう、市、広告主、屋外広告業者、市民等それぞれの責務を明らかにします。

■市の責務

- ①市民に広告物に関する啓発を行う。
- ②広告主、管理者、屋外広告業者に対して指導を行う。
- ③関係する行政機関や団体との協力体制を充実させる。
- ④市民、広告主、屋外広告業者等の自主的な屋外広告物に関する広報活動等を支援する。
- ⑤その他広告物に関する施策を総合的に推進する。

■広告主の責務

- ①条例を遵守（条例に適合した広告物の表示、設置並びに適正な管理など）する。
- ②表示、設置を委託した屋外広告業者等に条例に違反することがないよう必要な措置を講ずる。
- ③広告物を表示、設置する際は、良好な景観の形成に資するものとし、周辺の景観と調和するよう努める。

■屋外広告業者等の責務

- ①広告主と連携し条例を遵守する。

■施設管理者の責務

- ①所有又は管理する土地や建物等に表示、設置されている広告物について、条例に適合させるよう努める。

■市民の責務

- ①広告物に関する施策に協力するよう努める。

※広告主、屋外広告業者、施設管理者等は、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努める。

(2) 屋外広告物の管理者の要件

屋外広告物を良好な状態に保持しておくために、補修その他の必要な管理を行う必要があるが、広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気などの専門的な知識が要求されることから、管理者には広告物の規模等に応じて資格を有していることを求めるものとします。

対象となる物件	管理者の資格
高さ4メートルを超える広告塔、広告板(建築基準法の確認申請物件)その他これらに類するもの。	いずれかの資格を有する者 (1)屋外広告士 (2)福岡市屋外広告業に登録している事業所に勤務しており次のいづれかに該当する者。 ①福岡市その他が行う講習会受講者 ②職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの。 (3)その他市長が認めた資格を有している者 (例：建築士、電気工事士、電気主任技術者など)

(3) 広告主等の氏名等の公表

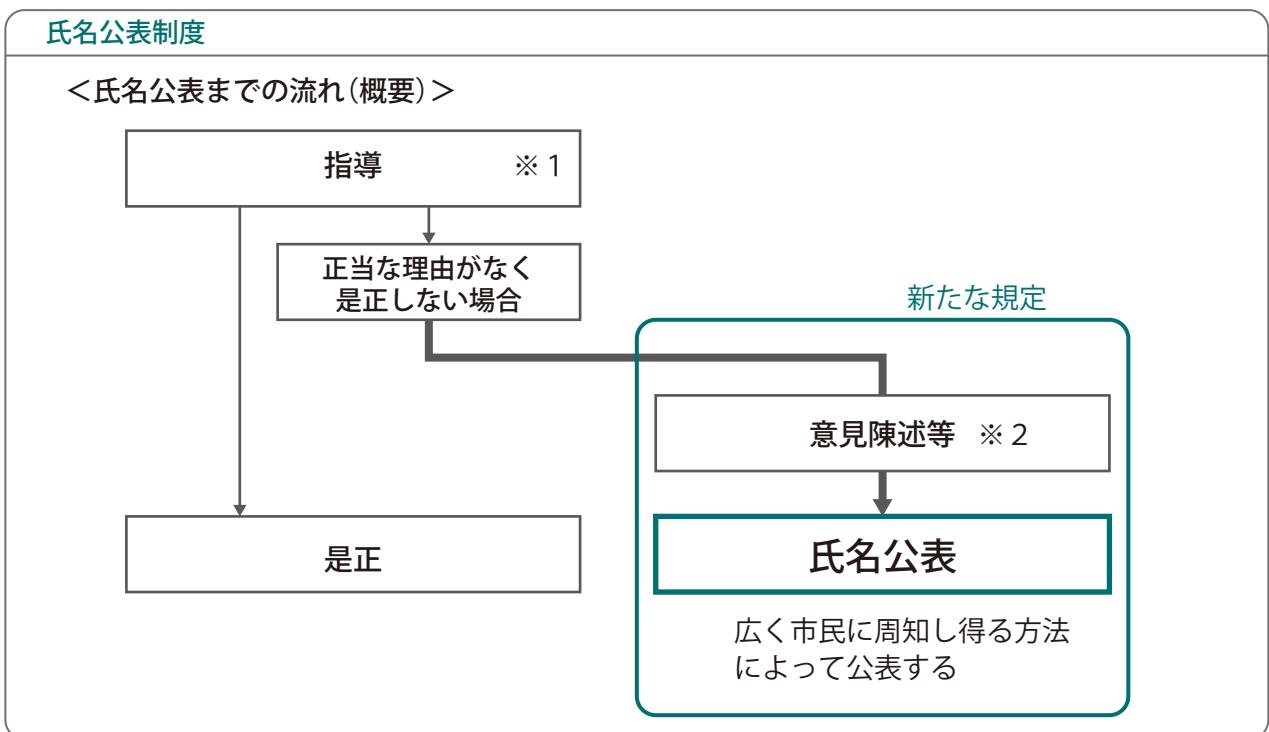
【現状と課題】

現行条例では罰則規定を設けていますが、許可申請を行わずに広告物を設置したり基準に適合しない広告物を設置するなどの悪質な条例違反がみられたとしても、撤去等の必要な措置を命じるまでの事実関係確認等の難しさ、広告主・設置者(業者)・管理者等の関係者や対象者の多さとそれぞれの責任所在の不明確さなどから、罰則を適用することが非常に困難です。

【見直しの方向性】

前ページに示すように、関係者それぞれの責任を明確化するとともに、悪質な条例違反があった場合には広告主の氏名等(発注する者の責任として)を公表するものとします。実施に当っては要綱・規程等を整備し、公正に判断するとともに、当該広告主には意見陳述の機会を与えるものとします。

改正



※ 1)

必要な許可申請手続を行わない場合や、条例の規定若しくは許可に付した条件への違反の事実が明らかとなった場合は、当該広告主に対して、当該広告物の表示・設置の停止、または除却等の、必要な措置を講ずるよう指導する。

※ 2)

氏名公表を行うときは、あらかじめ勧告を受けた広告主に理由を通知し、意見陳述等の機会を付与する。

5 現行規格の変更

自家用であっても許可が必要な広告物

【現状】

昭和 47 年の条例制定当初の時代背景から規制が求められたアーチ広告やネオンサイン等は現在ほとんど見られなくなった一方で、発光可変表示式広告物等の新たな広告媒体が台頭し、広告物の種別形態が変化し多様化してきています。

【課題】

自家用広告物であっても現行の基準で許可が必要な広告物については、上記現状のように広告掲出の実態にそぐわない状況となりつつあります。また許可申請が必要な自家用広告物の種別において、照明付きであっても外照式と内照式とで取り扱いが異なるなど、申請者にとってわかりにくい部分がありました。

【見直しの方向性】

このような状況に対応するため、許可申請が必要な自家用広告物の例外を見直し、安全面や景観に影響を及ぼす恐れのある自発光を伴うもの（電光ニュース、ネオンサイン、発光可変表示式広告物）は、自家用であっても許可申請の対象とします。

＜自家用広告物の要件＞ 自己の氏名、名称、商店、商標等または自己の事業、営業の内容を、自己の住所または事業所、営業所等に表示するもので、次の基準に適合するもの

●広告物の表示面積の合計

（1事業所あたりの総表示面積）

・禁止地域 : 5 m²以内

・その他の地域 : 10 m²以内

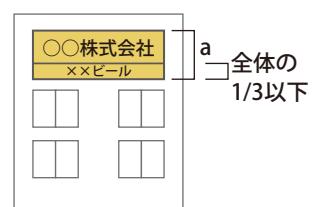
●同一平面上に特定商品名等と自己の氏名、店名、商標等が表示される場合、特定商品等の表示面積

がその広告物の全面積の 1/3 以下のもので、かつ、

表示面積の合計（1事業所あたりの総表示面積）が

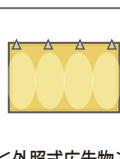
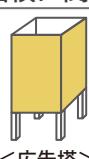
・禁止地域 : 5 m²以内

・その他の地域 : 10 m²以内



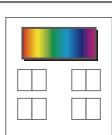
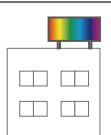
現行の「自家用であっても許可が必要な広告物」

表示面積に関わらず許可申請の対象とするもの



改正後の「自家用であっても許可が必要な広告物」

表示面積に関わらず許可申請の対象とするもの



○これまで許可が必要であった自家用広告物の一部について、許可を不要とする

